

福岡県公報

令和 6 年 10 月 15 日
第 539 号

目次

告 示（第653号・第654号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
○道路の供用の開始（道路維持課）…………… 1

公 告

- 県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）に対する意見募集（税 務 課）…………… 1
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（中小企業振興課）…………… 2
○落札者等の公示（教育庁施設課）…………… 2
○建設業の許可の取消し（建築指導課）…………… 2

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則（警察本部地域総務課）…………… 3

告 示

福岡県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	水 田 川 線	前	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	7.7 ～ 13.5	1735.0
			前	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	5.9 ～ 13.0	1748.0
			後	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	7.7 ～ 13.5	1735.0

福岡県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	水 田 川 線	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字下北島1149番3先まで
		筑後市大字折地191番5先から 筑後市大字折地304番1先まで

公 告

公告

県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）について、次のとおり意見を募集します。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 6 年 10 月 15 日から令和 6 年 11 月 18 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県貸金業行政処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部中小企業振興課に備え置きます。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 処分基準の一部改正日

令和 6 年 9 月 27 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

特別支援学校端末管理サーバ等賃貸借 1 式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 9 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T T ・ T C リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

51,844,320 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 8 月 9 日

公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 10 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和 6 年 10 月 3 日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ミナト	北九州市八幡西区大平 台27-7	入江 誠	令和2年10月22日 福岡県知事許可（般-2） 第105444号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ミナトについては、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和6年8月16日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年10月15日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県柳川警察署の部西鉄駅前交番の項中「三橋町下百町38番地」を「三橋町下百町30番地1」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月23日から施行する。